

納税協会 ニュース

10
October 2011
No.175



平成23年10月

納税協会ホームページURL

<http://www.nouzeikyokai.or.jp>

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4

財団法人 納税協会連合会

TEL 06-6135-4062 (編集部直通)

FAX 06-6135-4056 (//)

トピックス

ひかり税理士法人

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に係る税務上の取扱いを公表

—債務者側の債務免除益には課税しない旨の取扱いが明らかに—

(国税庁)

国税庁は8月17日、『「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に基づき作成された弁済計画に従い債権放棄が行われた場合の課税関係について』と題する文書回答を公表しました。

これは東日本大震災の影響によって生じたいわゆる「二重債務問題」に対応するため、金融機関等が個人債務者に対し債権放棄を行

った場合、債権者側では債権放棄額を貸倒れとして損金算入し、債務者側では債務免除益を収入金額等に算入しない旨の取扱いを明らかにしたものです。

この取扱いは、同ガイドラインに適合したものであることが前提となっており、事案ごとの確認・報告などは、第三者機関の「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が行います。

企業型確定拠出年金の従業員拠出（マッチング拠出）が可能に

—小規模企業共済等掛金として全額が所得控除の対象—

(厚生労働省)

「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」が8月4日に国会で成立、8月10日に公布されました。

この法律は、国民年金保険料の納付可能期間の延長や、企業型確定拠出年金において加入者個人の拠出を可能とする等の措置を定め

たもので、この改正により、個人型だけでなく企業型の年金加入者が拠出する掛金についても、その全額を小規模企業共済等掛金控除の対象とすることが可能となります。

なお、所得税は平成24年1月1日以後拠出する掛金から、住民税は平成25年分から適用対象となります。

「現下の円高が産業に与える影響に関する調査」の結果を公表

—急激に進行している円高が企業経営を圧迫—

(経済産業省)

経済産業省は9月1日、「現下の円高が産業に与える影響に関する調査」の結果を公表しました。

「大企業・製造業編」では、1ドル76円の為替レートへの対応策として、「経営努力、製品設計変更等によるコスト削減」が67%と最も多く、「為替予約によるリスクヘッジ」も65%を占めています。また、このレートが半年以上継続した場合の対応は、50%超が原材料や部品の海外からの調達量を増加させるとし、46%が「生産工場や研究開発施設の海外移転」と回答しています。

さらに、企業が政府に対して要望する対策としては、「法人実効税率の引下げ」が87%と最も多く、「継続的な為替介入」の63%が後に続きます。

「中小企業編」では、現在の円高水準では減益となる企業が70%を超え、半年以上継続した場合には80%を超える企業が減益を予想するなど、円高が企業経営を圧迫している現状が浮き彫りとなっています。

行政不服申立制度の改革方針が意見公募手続に

—現行の異議申立制度を廃止し、審査請求に原則一本化の方向—

(内閣府)

内閣府は8月12日、「行政不服申立制度の改革方針に関する論点整理（第2版）」を公表すると共に、9月15日を期限とする意見公募手続（パブリックコメント）を開始しました。

内閣府に設けられた行政救済制度検討チームが中心となり、行政不服審査法や不服申立前置の見直しが行われた結果、行政不服審査

法について、①現行の異議申立制度を廃止し、審査請求に原則一元化すること、②独立して職権行使を行う審理官制度を創設することなど、改革の骨子が明らかにされています。

今後、国税不服申立制度についても見直しの検討が進められますが、論点整理では、納税者の簡易・迅速な救済に十分配慮すべきとしています。

ワンポイント

税理士 岸田光正

売上割戻し・仕入割戻しの計上時期

売上割戻しや仕入割戻しは、取引代金の一部を取引高や取引数量等を基準として返戻するものをいいますが、その計上時期は以下ようになります。

1 売上割戻しの計上時期

売上割戻しの計上時期は、その算定基準が相手方に明らかにされているか否かにより原則として次のようになります。

- (1) その算定基準が販売価額や販売数量によっており、かつ、その算定基準が契約等により相手方に明らかにされているもの
→次のイからハのいずれかの日の属する事業年度
イ 割戻しの対象となる商品を販売した日
ロ 相手方に割戻額を通知した日（継続適用が条件）
ハ 相手方に割戻額を支払った日（継続適用が条件）

(2) それ以外のもの

- 次のイ、ロいずれかの日の属する事業年度
イ 相手方に割戻額を通知した日
ロ 相手方に割戻額を支払った日

なお、(2)の売上割戻しに該当する場合、その算定基準が相手方に明示されていない場合でも、①期末までに割戻金を支払うこと及びその算定基準が内部的に決定されており、かつ、②確定申告書の提出期限までに相手方に割戻額を通知した場合には、継続適用を条件として、期末における売上割戻しの未払計上が認められています。

2 仕入割戻しの計上時期

一方、仕入割戻しの計上時期は次のように定められています。

- (1) その算定基準が購入価額や購入数量によっており、かつ、その算定基準が契約等により相手方に明らかにされているもの
→割戻しの対象となる商品を購入した日の属する事業年度
(2) それ以外のもの
→割戻額の通知を受けた日の属する事業年度

3 割戻金が一定期間留保される場合

なお、割戻金を、特約店契約の解消時まで留保するとか、5年を超える期間その收受を留保するような契約がある場合には、原則として、その割戻金を実際に收受されるまで、売上割戻しについては、その計上を見合わせる必要があり、仕入割戻しについては、その計上を見合わせる事ができるとされています。

4 両者の計上時期の相違

例えば、算定基準が相手方に明らかにされているものについて、売上割戻し（損金）は、取引日、通知日、支払日いずれの日にも計上することも認められているのに対し、仕入割戻し（益金）については、取引日にしか計上認められていないなど、仕入割戻しについては売上割戻しよりも、その計上基準が厳しく定められていることに注意する必要があります。